## 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民 生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成24年6月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本プラダー・ウィリー症候群協会

3 代表者の氏名

庄司 敬

4 主たる事務所の所在地

新潟市中央区信濃町14番17号

5 定款に記載された目的

この法人は、プラダー・ウィリー症候群(PWS)により障害をきたした人々とその家族への総合的な支援 事業、すなわち生活の質の向上を目指した、医療・保健・福祉・教育・就労等の改善や支援者の養成、社会的 理解の推進などを行うことを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 環境の保全を図る活動
  - (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - (5) 国際協力の活動
  - (6) 子どもの健全育成を図る活動
  - (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変更前
(職務)	(職務)
第15条 理事全員は、この法人を代表する。また、	第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を
理事長は、この法人の業務を総理する。	総理する。